

(証券コード：2195)

2022年3月2日

株 主 各 位

本店所在地 京都市中京区烏丸通押小路
上 秋 野 々 町 5 3 5 番 地
アマタホールディングス株式会社
代表取締役社長兼COO 佐藤博之

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月16日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月17日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス2階 祇園

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 1. 第12期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面（郵送）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.amita-hd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、輸出や生産は増加基調にあるものの、同感染症の第6波及び世界的な感染拡大による影響は継続しており、引き続き不確実性を含んだ状況で推移しております。

このような経済状況のもと、当社グループは持続可能社会の実現を目指す「未来デザイン企業」として“産業と暮らしのRe・デザイン”をテーマに、持続可能な企業経営・地域運営を統合的に支援する「社会デザイン事業」の開発・提供に取り組んでまいりました。産業のRe・デザインにおいては、企業経営の持続性を高め、循環型の事業創出・事業変革を支援する新サービス「Cyano Project (シアノプロジェクト)」を本格展開し、受注数・問い合わせ件数とともに伸長しております。本サービスは、顧客企業のESGリテラシーの向上から新規ビジネスモデルの構想・プロトタイプ的设计・実証実験・事業化計画の立案まで、統合的にサポートするもので、オンライン商品説明会に多数の企業が参加するなど、市場の好反応を得ております。また、100%リサイクルサービスの拡充、環境認証審査サービスの提供拡大などに取り組んでまいりました。海外マレーシア事業では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う厳しい活動制限により入出荷が一時停止する事態が生じましたが概ね回復し、通年では製造量が増加しております。暮らしのRe・デザインにおいては、地域内の資源循環と互助の関係性を創出するプラットフォーム「MEGURU STATION® (めぐるステーション)」の開発を含めた商品プロトタイプ及び事業モデルの構築に取り組んでまいりました。2021年11月には神戸市の「令和3年度プラスチック資源の地域拠点回収モデル事業運営支援業務」を受託してコミュニティスペースを有する資源回収ステーションの運営を開始し、地域課題を統合的に解決する資源循環の仕組み化に取り組んでおります。そして、産業と暮らしにまたがるRe・デザインの取り組みとして、2021年7月に開始した北九州市における使用済みプラスチック回収実証実験プロジェクト「MEGURU BOX(めぐるボックス)プロジェクト」(当社は代表企業として参画)や、同年11月に持続可能な社会の実現を目指す企業等が住民・行政・大学等と連携してサーキュラーエコノミーを推進する新事業共創パートナーシップ「Japan

Circular Economy Partnership : J-CEPJ の設立・運営（当社は代表幹事及び事務局企業として参画）等に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前期を上回り、5,157,789千円（前期比11.9%増、前期差+549,524千円）、営業利益は売上高の増加及び販売管理費の低減などにより560,023千円（前期比93.3%増、前期差+270,249千円）となりました。経常利益については、営業利益の増加や海外マレーシア事業に関わる持分法による投資利益の増加などにより629,461千円（前期比115.3%増、前期差+337,134千円）、親会社株主に帰属する当期純利益については、経常利益の増加に加え、連結子会社である株式会社アマタ持続可能経済研究所の発展的解消のためアマタ株式会社に統合させたことにより株式会社アマタ持続可能経済研究所の税金費用を回収することなどにより632,836千円（前期比62.8%増、前期差+244,156千円）となりました。

なお、当社グループは、社会デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(2) 資金調達の状況

当社は、既存借入金のリファイナンス及び今後の経営計画を推進する上で必要な財務基盤の安定化を目的として、2020年10月31日付で総額1,500,000千円のシンジケートローン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入金残高は1,350,000千円であります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は総額75,921千円であり、主に姫路循環資源製造所及び北九州循環資源製造所における設備の更新や、IT機器の更新によるものであります。

(4) 対処すべき課題

企業を取り巻く状況に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症第6波に伴う活動制限等の影響や、原材料の供給不足や資源価格の高騰といったグローバルサプライチェーンの不安定性の増加、また、世界経済の不確実性拡大や自然災害の頻発など、不透明な状況が続くものと予想されます。一方で、国内外における脱炭素やサーキュラーエコノミーの潮流や、投資家や企業や自治体のESG〔環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）〕重視の流れが加速しております。こうした背景のもと、企業や自治体において、サプライチェーンとデマンドチェーンのESGの最適化等による“持続性”向上ニーズがこれまで以上に高まってきていると考えております。

このような状況の中で、当社グループは「未来デザイン企業」として“産業と暮らしのRe・デザイン”をテーマに、グループミッションである持続可能な社会の実現に直結する「社会デザイン事業」の確立に向けた商品開発・展開を引き続き推進いたします。2022年は、2021年から3年間の“市場創造への挑戦期間”の2年目であり、ESGの最適化等により、持続可能な企業経営・地域運営を伴走支援する新サービスの開発・進化及び展開に注力いたします。

産業のRe・デザインにおいては、持続可能な経営ニーズを受けて、市場の開拓・深耕と新サービスの進化・展開に注力いたします。具体的には、企業経営の持続性を高め、循環型の事業創出・事業変革（＝移行戦略）を支援する「Cyano Project」により、攻めのESG経営コンサルティングや環境BPO（AMITA Smart Eco、100%リサイクルサービス、守りのESG経営コンサルティング）による新市場商品の構築支援など、統合的サポートを展開し、並行してラインナップを強化してまいります。その際には、J-CEPをはじめとした企業・地域との連携により、例えば海洋プラスチック問題も視野に入れたプラスチックの資源循環など、サーキュラーエコノミーの推進活動（資源の最適循環、新たなビジネス創出等）と連動してまいります。

暮らしのRe・デザインにおいては、商品プロトタイプ構築・実証及び事業モデルの確立に注力いたします。中軸サービスとして開発を進めてきた「MEGURU STATION®（めぐるステーション）」を機能改良し、福岡県大刀洗町や神戸市をはじめとする複数地域で仮説検証を実施しながら、地域循環共生社会構築における地域脱炭素プログラムの提供と、環境コストの低減・互助共助の仕組み・ローカルソーシャルビジネスのマネジメント等による地域四大課題（少子高齢化・人口減少・雇用縮小・社会保障費の増大）のソリューション提供によって、自立分散型の統合的タウンマネジメントの中核商品化を目指してまいります。そして、産業のRe・デザインと暮らしのRe・デザインを融合したサービス基盤（プラットフォーム）を構想してまいります。

さらに「社会デザイン事業」の確立に向けた商品開発・展開と並行し、成長期にあるサービス（シリコンスラリー廃液の100%リサイクルサービス、環境認証審査サービス、海外マレーシア事業等）の提供加速等による収益力の強化を推進いたします。また企業文化の再構築（新しい目標管理手法の運用改善、人材育成の強化等）や、ステークホルダーとの関係強化・社会的認知度の向上等に繋がる施策等、良質な経営資源の増幅に向けた仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第9期 2018年12月期	第10期 2019年12月期	第11期 2020年12月期	第12期 (当連結会計年度) 2021年12月期
	千円	千円	千円	千円
売 上 高	4,704,183	4,744,052	4,608,264	5,157,789
経 常 利 益	140,664	246,790	292,327	629,461
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	24,299	162,557	388,679	632,836
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	4.16	27.81	66.49	108.25
総 資 産	3,665,101	3,826,734	4,311,276	4,427,311
純 資 産	267,051	424,609	809,085	1,455,024

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
アマタ株式会社	100,000千円	100.0%	社会全体のサステナビリティ最適化支援を統合的に提供する事業（統合的サステナビリティ最適化支援、環境管理業務効率化支援、100%リサイクル、リサイクルオペレーション、各種コンサルティング、調査・研究、認証関連サービス、等）
AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)	2,300 千リンギット	100.0% (100.0%)	地上資源製造（100%リサイクル）

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有に対する割合（%）を内数で示しております。
2. 当社の完全子会社であるアマタ株式会社及び株式会社アマタ持続可能経済研究所は、2021年11月1日を効力発生日として、アマタ株式会社を存続会社、株式会社アマタ持続可能経済研究所を消滅会社とする吸収合併を行いました。
3. アマタ株式会社は、2021年12月1日付で資本金を473,239千円から100,000千円に減資いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	アマタ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	941,848千円
当社の総資産額	2,586,813千円

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、社会デザイン事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

事業区分	主な事業内容
社会デザイン事業	社会全体のサステナビリティ最適化支援を統合的に提供する事業（統合的サステナビリティ最適化支援、環境管理業務効率化支援、100%リサイクル、リサイクルオペレーション、各種コンサルティング、調査・研究、認証関連サービス、等）

(8) 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

- ① 当社
本店 京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地

- ② 重要な子会社
アマタ株式会社
本店 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7
京都オフィス 京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地
循環資源製造所 全国5箇所（宮城県、茨城県、神奈川県、兵庫県、福岡県）

なお、当社の完全子会社であるアマタ株式会社及び株式会社アマタ持続可能経済研究所は、2021年11月1日を効力発生日として、アマタ株式会社を存続会社、株式会社アマタ持続可能経済研究所を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
157名	△4名

(注) 従業員数には、派遣社員5名、臨時社員66名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 41	名 +9	歳 38.08	年 8.92

(注) 1. 平均勤続年数について、当社グループからの転籍者については、勤続年数を通算して算出しております。

2. 従業員数には、派遣社員1名、臨時社員7名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	千円 540,000
株式会社商工組合中央金庫	450,000
株式会社三井住友銀行	270,000
株式会社りそな銀行	90,000

(注) 株式会社みずほ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三井住友銀行及び株式会社りそな銀行の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする4行によるシンジケートローンの残高1,350,000千円が含まれております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,169,173株（自己株式251株を除く。）
- (3) 株主数 588名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
大平洋金属株式会社	388,000株	33.19%
熊野英介	372,940	31.90
MCPジャパン・ホールディングス株式会社	44,000	3.76
株式会社日本カストディ銀行	33,300	2.85
アマタ社員持株会	28,460	2.43
株式会社三井住友銀行	20,000	1.71
株式会社みずほ銀行	20,000	1.71
玉田博之	16,600	1.42
尾崎圭子	15,600	1.33
杉本憲一	13,700	1.17

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数251株を控除して計算しております。
2. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数で記載しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年11月26日開催の取締役会において、2022年1月1日付で普通株式1株を5株に株式分割することを決議し、同日付をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は12,000,000株に、発行済株式の総数は5,847,120株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
熊野英介	代表取締役会長兼CEO	
佐藤博之	代表取締役社長兼COO	
唐鎌真一	取締役	
末次貴英	取締役	アマタ株式会社代表取締役
石田秀輝	取締役	リファインホールディングス株式会社監査役
真野毅	取締役	
長谷川孝文	常勤監査役	
中川雅文	監査役	公認会計士、税理士、中川公認会計士事務所所長、サイボウズ株式会社監査役
名越秀夫	監査役	弁護士、インテックス法律特許事務所代表、株式会社キャピタル・アセット・プランニング取締役

- (注) 1. 取締役石田秀輝、取締役真野毅の両氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 監査役中川雅文、監査役名越秀夫の両氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
3. 監査役中川雅文氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000千円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社のすべての役員等（取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行として行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被ることとなった損害賠償金や訴訟費用等の損害が保険会社より填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の人数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	87,755 (4,860)	87,755 (4,860)	－ (－)	－ (－)	7 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	18,243 (4,800)	18,243 (4,800)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合計 (うち社外 役員)	105,999 (9,660)	105,999 (9,660)	－ (－)	－ (－)	11 (4)

(注) 上表には、2021年3月18日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2011年3月28日開催の第1期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役分年額30,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2011年3月28日開催の第1期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長兼CEO熊野英介氏及び代表取締役社長兼COO佐藤博之氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。代表取締役の両氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役の両氏が適していると判断したためであります。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び兼職先と当社との関係

取締役石田秀輝氏は、リファインホールディングス株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社とリファインホールディングス株式会社との間に特別の利害関係はありません。

監査役中川雅文氏は、中川公認会計士事務所の所長及びサイボウズ株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社と中川公認会計士事務所及びサイボウズ株式会社との間に特別の利害関係はありません。

監査役名越秀夫氏は、インテックス法律特許事務所の代表、株式会社キャピタル・アセット・プランニングの取締役を兼務しております。また、ソフトブレーン株式会社の監査役を兼務しておりましたが、2021年3月をもって退任しております。なお、当社とインテックス法律特許事務所、株式会社キャピタル・アセット・プランニング及びソフトブレーン株式会社との間に特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
石 田 秀 輝	社 外 取 締 役	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会では主に環境分野での豊富な経験と知見から積極的に意見を述べており、客観的・中立的立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
真 野 毅	社 外 取 締 役	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会では主に企業経営者としての豊富な経験と行政でも手腕を振るわれた幅広い見識から積極的に意見を述べており、客観的・中立的立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
中 川 雅 文	社 外 監 査 役	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会18回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、客観的かつ中立的な観点から監査を行い、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。</p>
名 越 秀 夫	社 外 監 査 役	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会18回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、客観的かつ中立的な観点から監査を行い、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が13回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,700千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,700千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めている内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社並びに当社グループ会社の役員及び従業員を含めた「アマタ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」及び「コンプライアンス規程」を定め、法令、定款及び社内規程の遵守・徹底を図るとともに高い道德観・倫理観を持ち良識に従った活動を行う。
 - ・ 「コンプライアンス規程」に基づき、法令違反その他のコンプライアンスに関する疑義のある行為について、従業員が直接情報提供を行う手段として、社外の弁護士又はコンプライアンス担当役員又は法務担当部署を情報受領者とする内部通報窓口を設けるとともに、通報者には「コンプライアンス規程」に沿った通報者保護の対応をとるものとする。

- ② 職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき記録し、保存・管理する。記録は「文書管理規程」に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社及び子会社のコンプライアンス、災害、事業、情報セキュリティ等に係る個々のリスクについては、当社においてそれぞれの主管部署を定め、適切に規程・ガイドラインの制定、教育等を行い、リスク管理体制を構築する。法務担当部署は、これらを横断的に推進管理する。
 - ・ 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長又はその指名する者を本部長とする経営危機対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社及び子会社の取締役会については「取締役会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
 - ・当社及び子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「関係会社管理規程」において、それぞれの責任者及びその責任範囲と執行手続の詳細について定める。
 - ・当社の取締役会で定めた年度予算を、当社グループ全体の目標とする。当社及び子会社は、当社及び子会社の取締役会において定期的に進捗状況を報告し、改善策を検討し、具体的対策を実行する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループ会社すべてに適用する行動指針としての「アマタ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」を各子会社においても運用し、コンプライアンス体制を整備する。法務担当部署は、これを横断的に推進する。
 - ・各グループ会社は「関係会社管理規程」及び「組織規程」に従う。これらに基づき、当社管理担当部署は各グループ会社の管理を行う。
 - ・当社の内部監査担当部署は当社及び各グループ会社の内部統制状況を評価し、監査の結果は当社の取締役会に報告する体制とし、各グループ会社の業務の運営については、「関係会社管理規程」において重要な事項を定め、当該規程に基づき当社取締役会において事前に承認を採るものとし、定期的に進捗状況の報告を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（スタッフ）を設置する。
 - ・監査役は使用人（スタッフ）の権限、責務及び待遇について必要と認めた事項を取締役に求め、当該使用人（スタッフ）の取締役からの独立性を保つものとする。
 - ・当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の実行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の役員及び使用人及び使用人等から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制、及び監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。当社の監査役は、いつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ・子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、ただちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行い、当該部門は当社監査役へ報告を行う。
- ・内部監査担当部署は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合などは、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。
- ・監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べることができる。
- ・代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ・当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、CSRの取り組み（個人情報保護・機密情報管理、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、環境方針）をすべての役職員に周知徹底を図っております。

財務報告の有効性に関する評価並びに各事業部門における業務処理統制の状況については、内部監査担当部署が計画的に実施する内部監査において業務処理統制の検証を行っております。

コンプライアンスの状況については、常勤監査役と内部監査担当部署が連携して、計画的あるいは随時に実施する内部監査において検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として、当社の代表取締役社長及び取締役会に対し報告を行っております。法務担当部署が中心となり、定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識向上を図っております。

また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて業務執行を行う取締役が適切に対応しているか確認検証しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役社長に意見交換会を通じて報告を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、「持続可能社会＝発展すればするほど自然資本と人間関係資本が増加する社会」の実現を目指し、その実践においてはステークホルダー経営（株主・顧客・取引先・従業員・地域社会を含む）を目指しております。

ステークホルダーの皆様の共通の望みである「持続性」を実現するためには、新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響等によって従来の成長エンジンであった安定した「グローバル市場及びグローバルサプライチェーン」が不安定さを増す時代において、将来リスクを解決するための新規市場への投資が重要であると認識しております。即ち、当該投資活動を積極的に行い、企業競争力と企業価値を向上させることが、ステークホルダーの皆様への中長期的利益還元として重要な経営課題の一つであると考えております。

以上を踏まえ、企業・自治体等における持続性向上ニーズが急速に顕在化してきている情勢から、当該ニーズに応える統合的な新サービスの開発と提供に向けた投資活動を一定期間拡大・継続することとし、この投資・開発期間は当期純利益の10%相当額の期末配当を目標としてまいります。そして、新しい成長エンジンである、持続的で安定的な「サーキュラーサプライチェーンおよびローカルコミュニティネットワーク市場」の構築・安定化をもって、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、必要な内部留保を確保しつつ、当期純利益の30%相当額の期末配当を目標として、ステークホルダーの皆様に対して適正な利益還元を継続的に実施してまいります。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	[2,346,453]	【流 動 負 債】	[1,312,011]
現金及び預金	1,390,556	支払手形及び買掛金	353,579
受取手形及び売掛金	703,114	1年内返済予定の長期借入金	150,000
商品及び製品	34,754	リ ー ス 債 務	22,121
仕 掛 品	27,635	未 払 金	193,409
原材料及び貯蔵品	4,289	未 払 法 人 税 等	29,158
そ の 他	186,172	賞 与 引 当 金	98,388
貸 倒 引 当 金	△70	前 受 金	164,289
		預 り 金	211,798
		そ の 他	89,266
【固 定 資 産】	[2,080,858]	【固 定 負 債】	[1,660,276]
(有形固定資産)	(1,633,730)	長 期 借 入 金	1,200,000
建物及び構築物	432,483	リ ー ス 債 務	27,470
機械装置及び運搬具	360,730	退職給付に係る負債	330,986
土 地	792,290	資 産 除 去 債 務	101,639
そ の 他	48,225	そ の 他	180
(無形固定資産)	(25,900)	負 債 合 計	2,972,287
(投資その他の資産)	(421,227)	純 資 産 の 部	
投資有価証券	167,124	【株 主 資 本】	[1,448,200]
繰延税金資産	115,214	資 本 金	474,920
そ の 他	138,888	資 本 剰 余 金	244,683
資 産 合 計	4,427,311	利 益 剰 余 金	728,972
		自 己 株 式	△375
		【その他の包括利益累計額】	[6,823]
		為 替 換 算 調 整 勘 定	6,823
		純 資 産 合 計	1,455,024
		負 債 純 資 産 合 計	4,427,311

連結損益計算書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,157,789
売 上 原 価		3,156,286
売 上 総 利 益		2,001,502
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,441,479
営 業 利 益		560,023
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	108	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	76,868	
そ の 他	25,052	102,028
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,497	
為 替 差 損	4,987	
そ の 他	4,105	32,589
経 常 利 益		629,461
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22,273	
そ の 他	1,500	23,773
特 別 損 失		
減 損 損 失	51,657	
固 定 資 産 除 売 却 損	15,838	67,496
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		585,738
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	23,967	
法 人 税 等 調 整 額	△71,065	△47,097
当 期 純 利 益		632,836
親会社株主に帰属する当期純利益		632,836

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	474,920	244,683	96,135	△245	815,493
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	632,836	-	632,836
自己株式の取得	-	-	-	△130	△130
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	632,836	△130	632,706
当 期 末 残 高	474,920	244,683	728,972	△375	1,448,200

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△6,407	△6,407	809,085
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	632,836
自己株式の取得	-	-	△130
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	13,231	13,231	13,231
当 期 変 動 額 合 計	13,231	13,231	645,938
当 期 末 残 高	6,823	6,823	1,455,024

〔連結注記表〕

【1】連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 アミタ(株)
AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT
(MALAYSIA) SDN. BHD.

なお、当連結会計年度において、完全子会社でありました(株)アミタ持続可能経済研究所は2021年11月1日付でアミタ(株)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 (株)かみBIO
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・持分法適用関連会社の名称 AMITA BERJAYA SDN. BHD.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 4年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【2】表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

【3】会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 51,657千円

詳細は「【10】その他の注記(減損損失に関する注記)」に記載のとおりであります。

有形固定資産残高 1,633,730千円

(2) その他の情報

当社グループは、原則として、製造所その他の収益部門を基本単位としてグルーピングしており、当該収益部門ごとに将来キャッシュ・フローを見積って、減損の兆候、減損損失の認識の判定及び減損損失の測定を行っております。

当社グループは毎年、与えられた環境のもと、将来に及ぶ経営方針、経営戦略及び目標設定に基づき予算を編成し、毎月の取締役会に至る予算統制において予算の妥当性も検討されます。

将来キャッシュ・フローの見積りは、この予算を基礎として、収益部門ごとの固有の経済条件を主要な仮定として織り込んだものを使用しますが、将来の不確実な経済条件の変動等並びに当社グループの経営方針及び経営戦略等により予算が見直されるなどにより、将来キャッシュ・フローに変動が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	115,214千円
--------	-----------

- (2) その他の情報

当社及び連結子会社の当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性においては、過去（3年）及び当連結会計年度の経営成績や課税所得並びに翌連結会計年度以降の予算及び一時差異の解消時期を見積って、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第15項以下に従って各連結子会社を分類したうえで、一時差異の解消時期と見積可能期間に基づく繰延税金資産を計上しております。

一時差異の解消時期及び予算は「1. 固定資産の減損損失」に記載したとおり、将来の不確実な経済条件の変動等並びに当社グループの経営方針及び経営戦略による仮定に基づくものであります。

これらの条件の変動により予算が見直された場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

【4】追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づき、当連結会計年度末における固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

ただし、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

【5】連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,093,147千円 |
| 2. 担保に供している資産 | |
| 建物及び構築物 | 99,725千円 |
| 土地 | 631,622千円 |
| 投資その他の資産「その他」 | 9,584千円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 長期借入金 | 810,000千円 |
| （1年内返済予定の長期借入金含む） | |

3. 保証債務

下記関連会社の金融機関及び親会社 からの借入に対する債務保証額	89,952千円 (3,260千リンギット)
AMITA BERJAYA SDN. BHD.	

4. 当座貸越契約

当連結会計年度末における当座貸越契約による借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額	620,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	620,000千円

5. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	6,172千円
------	---------

6. 圧縮記帳

有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳累計額は、148,886千円であります。

【6】連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,169,424株
------	------------

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年3月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,075千円	30円	2021年12月31日	2022年3月18日

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、2021年12月31日を基準日とする配当につきましては、当該株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

3. 当連結会計年度末日における会社が発行している新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

【7】金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については当面は主として銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業関連規程に基づき、取引先の信用状況の定期的なモニタリングや、回収状況や回収期日及び残高管理を行い、顧客の信用リスクに対応しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は、そのほとんどが1年内の支払期日であります。短期借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。金利は主に変動金利であり、金利変動のリスクを伴っております。当社グループでは各社が月次で資金繰表を作成し、金利変動リスクに対処すべく随時見直しを行いながら、全体としての資金管理を行っております。営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関と当座貸越契約により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,390,556	1,390,556	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※1）	703,114 △70		
	703,044	703,044	—
資産計	2,093,600	2,093,600	—
(1) 支払手形及び買掛金	353,579	353,579	—
(2) 未払金	193,409	193,409	—
(3) 未払法人税等	29,158	29,158	—
(4) 預り金	211,798	211,798	—
(5) 長期借入金（※2）	1,350,000	1,350,000	—
負債計	2,137,946	2,137,946	—

（※1）受取手形及び売掛金から計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金150,000千円を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金は、主に変動金利によるものであり、一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	167,124

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

【8】 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	248円90銭
1株当たり当期純利益	108円25銭

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

【9】 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年11月26日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大及び株主数の増加を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2021年12月31日(金曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって株式分割いたしました。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式の総数	1,169,424株
株式分割により増加する株式数	4,677,696株
株式分割後の発行済株式の総数	5,847,120株
株式分割後の発行可能株式総数	12,000,000株

- ③ 株式分割の日程
- | | |
|--------|---|
| 基準日公告日 | 2021年12月15日（水曜日） |
| 基準日 | 2021年12月31日（金曜日） |
| | ※当該日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2021年12月30日（木曜日）となります。 |
| 効力発生日 | 2022年1月1日（土曜日） |

- ④ 1株当たり情報に及ぼす影響額
- 当該株式分割による影響については、「【8】1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

- ① 定款変更の理由
- 当該株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2022年1月1日（土曜日）をもって、当社定款の一部を変更いたしました。
- ② 定款変更の内容
- 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたしました。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,400,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>12,000,000株</u> とする。

- ③ 定款変更の日程
- | | |
|-------|----------------|
| 効力発生日 | 2022年1月1日（土曜日） |
|-------|----------------|

(4) その他

- ① 資本金の額の変更
- 当該株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。
- ② 配当について
- 当該株式分割は、2022年1月1日（土曜日）を効力発生日としておりますので、2021年12月31日（金曜日）を基準日とする2021年12月期の期末配当金は、株式分割前の株式数が対象であります。

【10】 その他の注記

(減損損失に関する注記)

(1) 減損損失を認識した資産又は資産グループ

場所	用途	種類	金額 (千円)
姫路事務所 (兵庫県姫路市)	処分予定資産	建物及び構築物	473
		土地	37,896
茨城循環資源製造所 (茨城県筑西市)	事業用資産	機械装置及び運搬具	13,287
合計			51,657

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業活動による損失が継続して発生する見込みである資産グループ及び取締役会が意思決定し事業廃止、使用廃止又は処分が確実な資産もしくは資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業用資産については製造所その他の収益部門を基本単位としてグルーピングを行っており、処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額又は使用価値によって算定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額を零として評価しております。正味売却価額は処分見込価額を基に算定した金額により評価しております。

~~~~~  
(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに連結注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |                    | 負 債 の 部        |                    |
|---------------|--------------------|----------------|--------------------|
| 科 目           | 金 額                | 科 目            | 金 額                |
| <b>【流動資産】</b> | <b>[696,012]</b>   | <b>【流動負債】</b>  | <b>[277,686]</b>   |
| 現金及び預金        | 613,002            | 1年内返済予定の長期借入金  | 150,000            |
| 未収入金          | 61,973             | 未払金            | 54,151             |
| 前払費用          | 7,947              | 未払費用           | 20,174             |
| その他           | 13,088             | 未払法人税等         | 26,037             |
|               |                    | 賞与引当金          | 22,390             |
|               |                    | その他            | 4,932              |
|               |                    | <b>【固定負債】</b>  | <b>[1,258,939]</b> |
|               |                    | 長期借入金          | 1,200,000          |
|               |                    | 退職給付引当金        | 58,939             |
|               |                    | <b>負債合計</b>    | <b>1,536,626</b>   |
| <b>【固定資産】</b> | <b>[1,890,801]</b> | <b>純資産の部</b>   |                    |
| (投資その他の資産)    | (1,890,801)        | <b>【株主資本】</b>  | <b>[1,050,187]</b> |
| 関係会社株式        | 942,848            | (資本金)          | (474,920)          |
| 関係会社長期貸付金     | 944,000            | (資本剰余金)        | (244,683)          |
| その他           | 3,953              | 資本準備金          | 128,499            |
|               |                    | その他資本剰余金       | 116,184            |
|               |                    | (利益剰余金)        | (330,959)          |
|               |                    | その他利益剰余金       | 330,959            |
|               |                    | 繰越利益剰余金        | 330,959            |
|               |                    | (自己株式)         | (△375)             |
| <b>資産合計</b>   | <b>2,586,813</b>   | <b>純資産合計</b>   | <b>1,050,187</b>   |
|               |                    | <b>負債純資産合計</b> | <b>2,586,813</b>   |

## 損 益 計 算 書

(自 2021年1月1日)  
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額              |
|-----------------|---------|----------------|
| 営 業 収 益         |         |                |
| 関係会社受入手数料       | 665,172 | 665,172        |
| 営 業 費 用         |         |                |
| 販売費及び一般管理費      | 632,557 | 632,557        |
| 営 業 利 益         |         | <b>32,614</b>  |
| 営 業 外 収 益       |         |                |
| 受 取 利 息         | 27,842  |                |
| 不 動 産 賃 貸 収 入   | 4,713   |                |
| そ の 他           | 4,467   | 37,023         |
| 営 業 外 費 用       |         |                |
| 支 払 利 息         | 23,006  |                |
| 支 払 保 証 料       | 23,060  |                |
| そ の 他           | 1,000   | 47,066         |
| 経 常 利 益         |         | <b>22,571</b>  |
| 特 別 利 益         |         |                |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 | 632,254 |                |
| そ の 他           | 58,245  | 690,500        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |         | <b>713,071</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 20,664  | 20,664         |
| 当 期 純 利 益       |         | <b>692,407</b> |

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日)  
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |                  |                  |                                 |                                 |                  |
|---------------|---------|-----------|------------------|------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                  |                  | 利 益 剰 余 金                       |                                 |                  |
|               |         | 資本準備金     | そ<br>の<br>資<br>本 | 他<br>剰<br>余<br>金 | 資<br>本<br>剰<br>余<br>金<br>合<br>計 | そ<br>の<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 他<br>剰<br>余<br>金 |
| 当 期 首 残 高     | 474,920 | 128,499   | 116,184          | 244,683          | △361,447                        |                                 | △361,447         |
| 当 期 変 動 額     |         |           |                  |                  |                                 |                                 |                  |
| 当 期 純 利 益     | -       | -         | -                | -                | 692,407                         |                                 | 692,407          |
| 自己株式の取得       | -       | -         | -                | -                | -                               |                                 | -                |
| 当 期 変 動 額 合 計 | -       | -         | -                | -                | 692,407                         |                                 | 692,407          |
| 当 期 末 残 高     | 474,920 | 128,499   | 116,184          | 244,683          | 330,959                         |                                 | 330,959          |

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |             | 純 資 産 合 計 |
|---------------|---------|-------------|-----------|
|               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高     | △245    | 357,910     | 357,910   |
| 当 期 変 動 額     |         |             |           |
| 当 期 純 利 益     | -       | 692,407     | 692,407   |
| 自己株式の取得       | △130    | △130        | △130      |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △130    | 692,277     | 692,277   |
| 当 期 末 残 高     | △375    | 1,050,187   | 1,050,187 |

## 【個別注記表】

### 【1】重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの…移動平均法による原価法

#### 2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### 【2】表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

【3】 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産                      -千円

(2) その他の情報

連結計算書類 連結注記表「【3】 会計上の見積りに関する注記 2. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

【4】 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

連結計算書類 連結注記表「【4】 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【5】 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 66,399千円  |
| 長期金銭債権 | 944,000千円 |
| 短期金銭債務 | 7,853千円   |

2. 当座貸越契約

当事業年度末における当座貸越契約による借入未実行残高は、次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越限度額 | 500,000千円 |
| 借入未実行残高 | -千円       |
| 差引額     | 500,000千円 |

【6】 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 営業収益            | 665,172千円 |
| 販売費及び一般管理費      | 32,637千円  |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 107,637千円 |

【7】 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式                                      251株

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

【8】 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産    |           |
| 関係会社株式評価損 | 45,990千円  |
| 退職給付引当金   | 18,047千円  |
| その他       | 9,913千円   |
| 繰延税金資産小計  | 73,951千円  |
| 評価性引当額    | △73,951千円 |
| 繰延税金資産合計  | -千円       |

【9】 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係               | 取引の内容                  | 取引金額      | 科目    | 期末残高    |
|-----|--------|--------------------|-------------------------|------------------------|-----------|-------|---------|
| 子会社 | アマタ㈱   | 所有<br>直接100%       | 金銭消費貸借<br>業務支援<br>債務被保証 | 受取利息 (注3)              | 84,577    | 長期貸付金 | 944,000 |
|     |        |                    |                         | 管理業務の受託 (注1)           | 665,172   | 未収入金  | 60,974  |
|     |        |                    |                         | 銀行借入に対する債務被保証 (注2)     | 1,350,000 |       |         |
|     |        |                    |                         | 支払保証料 (注2)             | 14,357    |       |         |
|     |        |                    |                         | 銀行借入に対する土地建物の担保受入 (注4) | 810,000   |       |         |
|     |        |                    |                         | 支払保証料 (注4)             | 8,703     |       |         |

(注1) 価格その他の取引条件は、当社発生費用を基礎に両社協議のうえ決定し、連結子会社より收受しております。

(注2) 当社は、銀行借入に対して同社より債務保証を受けており、保証形態を勘案して保証料を設定しております。

(注3) 資金の貸付については、当社の調達金利を基礎に市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

(注4) 土地及び建物の担保受入については、当社の銀行借入に対するものであり、保証形態を勘案して保証料を設定しております。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【10】 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 179円65銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 118円44銭 |

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

【11】重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年11月26日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

なお、詳細につきましては、連結計算書類 連結注記表「【9】重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

【12】その他の注記

退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を採用し、退職給付債務の算定は簡便法を採用しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

(簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整内容)

|                  |          |
|------------------|----------|
| 退職給付引当金の期首残高     | 32,327千円 |
| 退職給付費用           | 9,023千円  |
| 退職給付の支払額         | △452千円   |
| グループ会社間の異動による増減額 | 18,041千円 |
| 退職給付引当金の期末残高     | 58,939千円 |

(3) 退職給付費用に関する事項

(内訳)

簡便法で計算した退職給付費用 9,023千円

(注) 退職給付費用には、グループ会社への出向者に対する当社負担金を含めておりません。

~~~~~  
(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

アマタホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwC 京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 松 永 幸 廣 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 矢 野 博 之 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アマタホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマタホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

アマタホールディングス株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 松 永 幸 廣 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 矢 野 博 之 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アマタホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期監査方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針に基づき、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び重用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 PWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 PWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月15日

アマタホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷川 孝 文 印

社外監査役 中 川 雅 文 印

社外監査役 名 越 秀 夫 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じてステークホルダーに対して適正な利益還元を継続的に実施していくことを基本方針としております。株主の皆様には長らく無配の結果となり大変ご迷惑をおかけしておりました。この間、当社は、経営体制の見直しをはじめ、経営資源の効率化及び徹底した費用削減による合理化に加え、事業収益力の強化、収益構造の確立を行うことにより財務体質の改善を図ってまいりました。

当期の期末配当につきましては、自己資本比率の向上を主とした財務体質の更なる改善を図る観点及び、従業員に対する還元や将来の事業展開に備えた資金の確保等を総合的に勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は35,075,190円となります。

(注)当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当期の期末配当につきましては、配当基準日が2021年12月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月18日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

(2) 当社グループは、「循環型社会システム」の提供を通じて、「持続可能社会＝発展すればするほど自然資本と人間関係資本が増加する社会」の実現に貢献する「未来デザイン企業」を目指しており、「未来デザイン企業」として、約45年に亘り培ったサステナビリティ分野の良質なネットワーク及び人・資源・情報のプラットフォームを活かし、“産業と暮らしのRe・デザイン”をテーマに、持続可能な企業経営・地域運営を統合的に支援する「社会デザイン事業」の開発・提供に取り組んでまいりました。当社グループは、上記の取組みを実現するためには、各ステークホルダーとの調和を重視した企業文化・風土の醸成が非常に重要であると考えており、「自然資本及び人間関係資本の向上並びにこれらの資本増加に資する事業のみを行う」という行動規範や、「異なる資源や業種等をコーディネートし、ベストミックスを生み出すことで顧客や地域、自然資本が持つカラー(特性)が最大限に活きるバリューチェーンを構築する」という在り方を定めております。

上記を踏まえ、当社定款では、「自然資本および人間関係資本の向上ならびにこれらの資本増加に資する事」を当事業の目的としておりますが、これを「本パーパス」と定義し、「当会社の取締役は、当会社の業務執行その他の当会社取締役としての職務遂行に際して、(i)本パーパスの維持・達成・実現および

(i i) 当会社の株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等を含む全てのステークホルダーの利益の総和としての企業価値の確保または向上のために行動しなければならない。」旨の当社取締役の義務に関する規定を変更案第19条（取締役の義務）として新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条（条文省略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</p> <p>(1)自然資本および人間関係資本の向上ならびにこれらの資本増加に資する事を目的とする次の事業</p> <p>（以下省略）</p> <p>2乃至5（条文省略）</p>	<p>第1条（現行どおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</p> <p>(1)自然資本および人間関係資本の向上ならびにこれらの資本増加に資する事<u>（以下「本パーパス」という。）</u>を目的とする次の事業</p> <p>（以下省略）</p> <p>2乃至5（現行どおり）</p>
<p>第3条乃至第14条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかるところに定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第3条乃至第14条（現行どおり）</p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第16条乃至第18条 (条文省略)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第16条乃至第18条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第19条乃至第49条 (条文省略)</p>	<p>第16条乃至第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の義務)</p> <p><u>第19条 当社の取締役は、当社の業務執行その他の当社取締役としての職務遂行に際して、(i)本パースの維持・達成・実現および(ii)当社の株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等を含む全てのステークホルダーの利益の総和としての企業価値の確保または向上のために行動しなければならない。</u></p> <p>第20条乃至第50条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p data-bbox="572 175 665 205"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="572 238 980 553">1 <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="572 560 980 681">2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="572 689 980 810">3 <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>くまの えいすけ 熊野英介 (1956年3月17日)</p>	<p>1979年4月 アミタ(株)入社</p> <p>1987年5月 同社取締役</p> <p>1991年4月 同社専務取締役</p> <p>1993年11月 同社代表取締役社長</p> <p>2009年1月 公益財団法人信頼資本財団代表理事(現任)</p> <p>2009年11月 特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン理事</p> <p>2010年1月 当社代表取締役会長兼社長</p> <p>2010年12月 (株)アミタ持続可能経済研究所取締役</p> <p>2011年2月 一般社団法人ソーシャルビジネスネットワーク理事(現任)</p> <p>2012年1月 (株)アミタ持続可能経済研究所代表取締役</p> <p>2016年1月 アミタ(株)取締役会長</p> <p>2021年3月 当社代表取締役会長兼CEO(現任)</p>	372,940株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>熊野英介氏は当社及びグループ会社の取締役として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また、2010年1月より当社の代表取締役を務めており、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	<p>再任</p> <p>佐 藤 博 之 <small>さとうひろゆき</small> (1965年12月23日)</p>	<p>2008年4月 アミタ(株)入社 2014年12月 (株)アミタ持続可能経済研 究所代表取締役 2016年1月 同社取締役 アミタ(株)代表取締役 2016年3月 当社取締役 2017年3月 当社専務取締役 2018年1月 (株)アミタ持続可能経済研 究所代表取締役 2020年6月 一般社団法人グローバル・コ ンパクト・ネットワーク・ジ ャパン理事(現任) 2021年3月 当社代表取締役社長兼 COO(現任)</p>	1,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>佐藤博之氏はグループ会社において地域デザイン部門の責任者、子会社の事業会社であるアミタ株式会社の代表取締役を歴任するなど、営業及び製造に関し、豊富な経験と実績を有しており、2016年3月より当社の取締役を務めております。また、2021年3月に当社の代表取締役社長兼COOに就任し、グループ会社の代表取締役の経験から事業全般における経営の推進について力を発揮すべく、引き続き取締役候補者としております。</p>			
3	<p>再任</p> <p>唐 鎌 真 一 <small>からかましんいち</small> (1964年4月9日)</p>	<p>2006年12月 アミタ(株)入社 2009年2月 (株)アミタ持続可能経済研 究所代表取締役 2017年3月 当社取締役(現任) 2018年1月 (株)アミタ持続可能経済研 究所取締役 2018年2月 一般社団法人日本サステイナ ブルコミュニティ協会理事 (現任)</p>	200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>唐鎌真一氏はグループ会社において営業部門の責任者を担当し、その後は戦略担当を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、2017年3月より当社の取締役を務めております。また、金融機関における豊富な業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社グループにおける財務戦略立案に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
4	<p>再任</p> <p>すえ つぐ たか ひで 末 次 貴 英 (1981年1月19日)</p>	<p>2005年4月 アミタ(株)入社</p> <p>2017年1月 同社環境戦略デザイングループグループリーダー</p> <p>2019年1月 同社取締役</p> <p>2019年7月 同社取締役執行役員</p> <p>2020年1月 同社代表取締役(現任)</p> <p>2020年3月 当社取締役(現任)</p>	一株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>末次貴英氏はグループ内において営業部門の責任者、子会社の事業会社であるアミタ株式会社の代表取締役を務めるなど、営業及び製造に関し、豊富な経験と実績を有しております。また、2020年3月より当社の取締役を務めており、事業全般における経営の推進について力を発揮すべく、引き続き取締役候補者としております。</p>			
5	<p>新任</p> <p>おか だ けん いち 岡 田 健 一 (1979年1月15日)</p>	<p>2005年4月 アミタ(株)入社</p> <p>2019年1月 同社地上資源マネジメントグループグループリーダー</p> <p>2020年1月 同社取締役(現任)</p> <p>2021年1月 同社取締役執行役員</p> <p>2022年1月 当社執行役員未来デザイングループグループマネージャー(現任)</p>	600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>岡田健一氏はグループ内においてコンサルティング部門の要職を経て、リサイクル部門、環境管理業務のICT・アウトソーシング部門、環境認証部門の責任者を歴任し、子会社の事業会社であるアミタ株式会社の取締役を務めるなど、グループ事業全般に関し、豊富な経験と実績を有しております。2022年1月に当社の事業開発を担う執行役員に就任しており、今後、当社における戦略的な経営の推進について力を発揮すべく、新たに取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
6	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">いしだ ひでき 石 田 秀 輝 (1953年1月1日)</p>	<p>1978年 4月 伊奈製陶（株）（現（株）LIXIL）入社</p> <p>2004年 9月 東北大学大学院環境科学研究科教授（環境創成機能素材学）</p> <p>2010年 4月 同環境政策技術マネジメントコース教授</p> <p>2010年 7月 同国際エネルギー資源戦略を立案する環境リーダー育成拠点教授</p> <p>2010年 7月 特定非営利活動法人ものづくり生命文明機構理事</p> <p>2010年12月 特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン理事（現任）</p> <p>2013年 9月 合同会社地球村研究室代表社員</p> <p>2014年 3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2014年 4月 東北大学名誉教授（現任）</p> <p>2019年 1月 アミタ（株）非業務執行取締役（現任）</p> <p>2019年 4月 リファインホールディングス（株）監査役（現任）</p> <p>2019年 6月 一般社団法人サステナブル経営推進機構代表理事（現任）</p> <p>2021年 7月 京都大学特任教授（現任）</p>	一株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石田秀輝氏は、環境事業全般の技術に係る豊富な経験と知見を有しており、これらの経験を客観的・中立的立場で当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">独立</div> まの 野 つかし 毅 (1956年1月21日)	1978年3月 京都セラミック(株)(現京セラ(株))入社 2001年2月 米国 Kyosera Wireless Corp. 副社長 2003年7月 同社社長 2008年4月 Qualcomm Inc.副社長 2008年6月 クアルコムジャパン(株)代表取締役社長 2009年9月 兵庫県豊岡市副市長 2016年6月 一般社団法人豊岡観光イノベーション副理事長 2018年3月 当社社外取締役(現任) 2018年4月 長野県立大学グローバルマネジメント学部教授(現任)	一株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

真野毅氏は、海外企業、日本企業での経営者としてご活躍され、また豊岡市の副市長として行政手腕を振るわれるなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、特に当社の事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有していることから、これらの経験を客観的・中立的立場で当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

- (注) 1. 当社と取締役候補者との特別の利害関係について
- (1) 取締役候補者熊野英介氏は、公益財団法人信頼資本財団の代表理事であり、同法人は当社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。
 - (2) 上記(1)のほか、各候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
2. 社外取締役及び独立役員について
- 石田秀輝、真野毅の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ており、原案どおり両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は当該定款規定に基づき、石田秀輝氏及び真野毅氏との間で責任限定契約を締結しており、原案どおり両氏の再任が承認された場合、損害賠償責任の限度額を金1,000千円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
4. 特定関係事業者における兼職について
- 社外取締役候補者である石田秀輝氏は、当社の特定関係事業者(子会社)であるアマタ株式会社の非業務執行取締役であります。

5. 取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、その任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き各取締役を被保険者とする同内容の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。
6. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、各取締役候補者の所有する当社の株式の数は、当該株式分割前の2021年12月31日時点における株式数を記載しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 中川雅文及び監査役 名越秀夫の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;"> <small>なか ひがし まさ ふみ</small> 中 東 正 文 (1965年9月19日) </p>	1996年4月 名古屋大学（現国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学）法学部助教 1999年4月 同大学大学院法学研究科助教 2005年4月 国立大学法人名古屋大学（現国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学）大学院法学研究科教授（現任） 2010年4月 法制審議会幹事（会社法制部会） 2011年6月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事 2016年6月 （株）カネカ補欠監査役（現任） 2017年4月 法制審議会幹事（会社法制（企業統治等関係）部会） 2019年4月 国立大学法人名古屋大学（現国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学）副学長（現任）	一株
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>中東正文氏は、法制審議会幹事、最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事などを務められ、かつ大学副学長、大学教授として高い見識と豊富な経験を有していることから、社外監査役として当社取締役会及び監査役会において貴重な助言や意見表明をいただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 株式の数
2	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div> 矢本浩教 (1978年1月24日)	2002年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）大阪事務所入所 2006年7月 公認会計士登録 2006年9月 税理士登録 2011年10月 矢本公認会計士事務所入所（現任） 2012年6月 清友監査法人代表社員（現任） 2013年6月 日本公認会計士協会近畿会幹事（監査会計委員会副委員長・会報部副部長） 2016年6月 同協会 公益法人小委員会委員長 2018年5月 一般社団法人SDGs推進士業協会 社員・理事 2019年6月 日本公認会計士協会近畿会会員業務推進部長・非営利法人委員会副委員長（現任）	-株

社外監査役候補者とした理由

矢本浩教氏は、公認会計士及び税理士として培われた専門的知識・経験等を有していることから、社外監査役として当社取締役会及び監査役会において貴重な助言や意見表明をいただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者としております。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中東正文氏及び矢本浩教氏は、社外監査役候補者であります。
- また、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、原案どおり両氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定です。
3. 原案どおり中東正文氏及び矢本浩教氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000千円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額といたします。
4. 監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合、当該保険契

約の被保険者に含まれることとなります。またその任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き各監査役を被保険者とする同内容の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

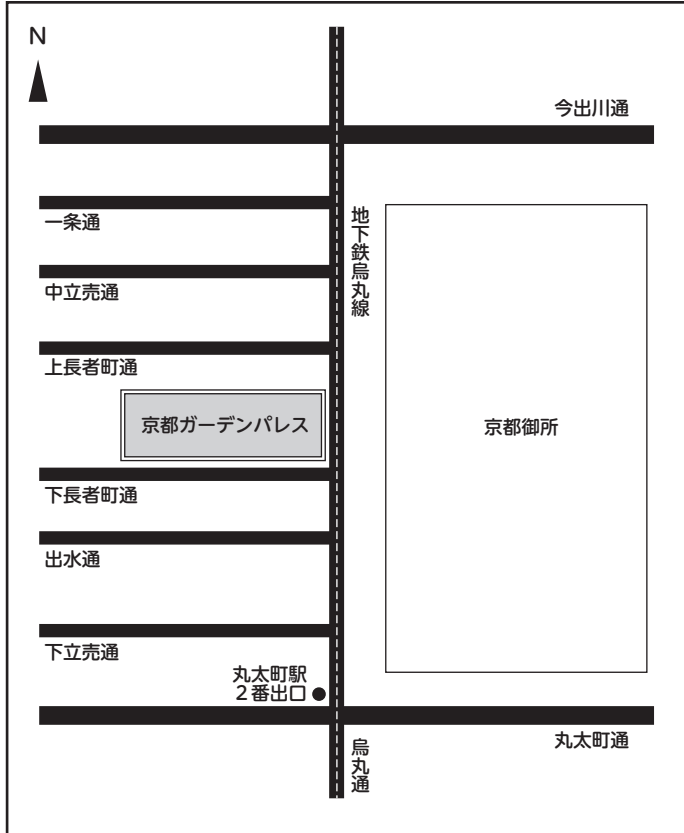
以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス2階 祇園



〔交 通〕

- 京都市営地下鉄烏丸線
丸太町駅 2番出口より 徒歩約8分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。